

平成28年度
包括外部監査の結果報告書

産業振興施策に関する事務の執行及び事業の管理

(概要版)

岐阜県包括外部監査人

公認会計士 豊田裕一

目 次

	頁
第 1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 事件（テーマ）を選定した理由	1
4. 外部監査の対象部署	2
5. 外部監査の対象期間	2
6. 外部監査の実施期間	2
7. 外部監査の方法	2
8. 外部監査の補助者	3
第 2 産業振興施策に関する概要	4
第 3 外部監査の結果－総括的事項－	5
1. 県中小企業融資制度の利用率の向上策について（意見）	5
2. 県信用保証協会における保証態勢について（意見）	5
3. 適切な事業の指標設定及び目標・実績管理について（意見）	6
4. 企業誘致の推進のための制度設計について（意見）	6
5. 観光事業の整理について（意見）	6
6. 雇用事業の中長期的視点に立った施策の検討について（意見）	7
7. 成長・雇用戦略に基づく施設再編の管理体制について（意見）	7
第 4 外部監査の結果－個別的事項－	8
I 商工政策課	8
1. 岐阜県中小企業団体中央会補助金について	8
2. 商工会及び商工会議所補助金について	8
3. 商工労働部政策検討調整費について	9
4. 施設改修工事負担金（岐阜産業会館）について	9
5. 公益財団法人岐阜県産業経済振興センター補助金について	9
II 商業・金融課	10
1. 中小企業制度融資貸付金について	10
2. 中小企業振興支援資金信用保証料補給金及び緊急経済対策信用保証料補給金について	11
3. 建設設備強化事業について	12
III 岐阜県信用保証協会	12
1. 団体の概要	12

2.	県信用保証協会における保証及び管理について	12
IV	労働雇用課	14
1.	総合人材チャレンジセンター事業費について	14
2.	プロフェッショナル人材センター運営事業費について	15
3.	岐阜県インターンシップ推進協議会運営費について	15
4.	実践型インターンシップ推進事業費について	15
5.	障がい者チャレンジトレーニング事業費について	16
V	企業誘致課	17
1.	企業立地促進事業補助金について	17
2.	グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ事業費について	17
VI	産業技術課	18
1.	岐阜県科学技術振興センター管理委託費について	18
2.	モノづくり拠点整備事業費について	18
3.	研究開発機器等設備整備充実費について	19
4.	中小企業技術開発支援事業費について（技術支援）	19
5.	食品関連分野拠点整備調査事業費について（研究所整備）	19
VII	新産業振興課	20
1.	燃料電池自動車普及促進事業費について	20
2.	かかみがはら航空宇宙科学博物館リニューアル推進事業費について	20
3.	かかみがはら航空宇宙科学博物館リニューアル事業費補助金について	20
4.	産業技術支援事業費補助金について	21
5.	地域中小企業等知的財産活用支援事業費について	21
6.	物品処分に係る物品帳簿のメンテナンスについて	21
7.	岐阜県 IoT マネジメント人材育成事業委託業務について	22
VIII	公益財団法人ソフトピアジャパン	22
1.	団体の概要	22
2.	固定資産等の実査について	22
3.	IT ものづくり等推進支援事業費補助金について	23
4.	ぎふネットショップマスターズ倶楽部運営委託業務について	23
5.	中長期の達成目標について	23
6.	成功事例の活用について	23
IX	株式会社ブイ・アール・テクノセンター	24
1.	団体の概要	24
2.	意思決定機関について	24
3.	有価証券について	24
4.	固定資産管理について	25

5. 繰延資産の範囲について	25
6. 業務受託の可否検討について	25
7. 公式サイトについて	25
X 情報科学芸術大学院大学	26
1. 機関の概要	26
2. 学生寮について	26
3. 附属図書館について	26
4. その他	27
X I 地域産業課	28
1. デザイン開発支援事業費補助金について	28
2. 地場産業振興センター特別対策事業費補助金について	28
3. 県産品販路拡大推進事業費について	29
X II 公益財団法人セラミックパーク美濃	29
1. 団体の概要	29
2. 指定管理期間について	29
3. 中長期計画について	29
4. 利用料金について	30
5. 貸出施設の稼働状況について	30
6. 財産管理について	31
7. 金銭出納管理について	31
8. その他	32
X III 観光企画課	33
1. 飛騨・美濃じまん PR 推進事業費について	33
X IV 観光誘客課	33
1. ターゲット別国内誘客推進事業費について	33
2. 観光 PR キャラバン隊費について	34
3. 海外誘客戦略推進事業費について	34
4. 欧州等戦略的外客誘致推進事業費について	34

・報告書中の数値は、端数処理の関係で総額と内訳の合計とが一致していない場合がある。

・外部監査の結果のうち、違法又は不適切な疑いがあり、是正措置が必要と考える事項については（指 摘）として表記し、直ちに是正措置が必要とまでは考えないが、是正措置の検討が望まれる事項については（意 見）として表記している。

第 1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

産業振興施策に関する事務の執行及び事業の管理

3. 事件（テーマ）を選定した理由

現在、我が国においては経済全体が回復基調にあると評価されており、金融政策、財政政策とともに、強い経済の実現に向けた民間投資を喚起するための様々な成長戦略への取組みが進められている。県においても、国の成長戦略と歩調を揃え各種経済対策を活用しつつ、実情に応じた施策を展開することにより、県経済の発展、雇用拡大を図る取組みが実施されている。

県では、県内総生産額の 4 分の 1 を製造業が占め、そのうち約 4 割を機械関連産業が占める一方、その他の成長産業が十分に育っていないとの課題認識から、平成 26 年 3 月に公表した岐阜県長期構想中間見直し「希望と誇りの持てるふるさと岐阜県を目指して」において、政策課題の一つに「1 新たな「成長・雇用戦略」の展開」を盛り込み、今後成長が見込まれる産業の育成・強化、企業誘致等への重点的な取組みが行われている。

また、観光入込客数は全国でも上位にあるものの宿泊客の割合が低いため中位にとどまっている観光消費額の増加を図るための施策や、主に「職業上」の理由により 20 代から 30 代の若者を中心に生じている人口流出超過の対策として、有能な労働力を県内に確保するための施策等への取組みを継続している。平成 27 年度最終予算（3 月補正後予算）においても、関連外郭団体への財政支援を含め商工労働部全体で、497 億 24 百万円の予算が計上されている。

このように、産業振興施策は県の最重要課題の一つであり、県民の関心も高い分野と考えられることから、県の産業振興施策を具体的に把握し問題点を洗い出し、改善点を提示することは有意義であると判断し、平成 28 年度の監査テーマとして選定した。

4. 外部監査の対象部署

岐阜県商工労働部及び財政援助団体等

5. 外部監査の対象期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日

(ただし、必要に応じて過年度に遡り、また平成28年度分も対象にする。)

6. 外部監査の実施期間

自：平成28年6月27日 至：平成29年3月22日

7. 外部監査の方法

(1) 監査の主な要点

- ① 事務手続が関係する法令や条例等に準拠しているか(合規性)
- ② 県の中長期構想である「希望と誇りの持てるふるさと岐阜県を目指して」の「1新たな「成長・雇用戦略」の展開」を促進するために効果のある事業が経済的・効率的に行われているか
- ③ 観光消費額の増加を図るための施策が経済的・効率的に行われているか
- ④ 有能な労働力を県内に確保するための施策や雇用を拡大するための施策が経済的・効率的に行われているか
- ⑤ 関連する施設の管理・運営が3E(経済性・効率性・有効性)の観点から適正に実施されているか
- ⑥ 関連する財政援助団体における事業が県における事業と同様に適切に実施されているか
- ⑦ 関連する補助金等が3E(経済性・効率性・有効性)の観点から適切に執行されているか
- ⑧ その他産業振興施策に係る本庁における事業が3E(経済性・効率性・有効性)の観点から適切に執行されているか

(2) 主な監査手続

- ① 関連書類一式を閲覧し、合规性の検証のための関連規則等との照合を実施した。
- ② 経済性・効率性等の検証のために、どのような事務処理や業務改善等がなされているかについて、担当部署に対してヒアリング及び関連書類の調査・分析等を行った。
- ③ 必要と考えた施設等の現場視察を行った。

8. 外部監査の補助者

公認会計士 6名、日本公認会計士協会準会員1名、弁護士1名

第2 産業振興施策に関する概要

県における産業振興行政の基本方針は以下のとおりである。

長期にわたって経済低迷が続くなか、政府は成長への道筋を示すため、大胆な金融政策（「第一の矢」）、機動的な財政政策（「第二の矢」）に続き、「第三の矢」として平成25年6月に新たな日本の成長戦略を示した。企業や国民の自信を回復し、「期待」を「行動」へ変える「日本再興戦略」により、デフレ脱却、経済再生を目指して攻めの政策が展開されている。

一方で、消費税の引き上げや、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の行方などが、中小企業の経営に大きな影響を与えることが予想されている。

こうした中、県においても国の成長戦略と歩調を揃え、各種経済対策を活用しつつ、本県の実情に応じた的確な施策を展開することにより、県経済の発展、雇用拡大を目指していく必要がある。

そこで、県内産業の特徴を踏まえながら、産業政策の基本的な方針をとりまとめた「岐阜県成長・雇用戦略」を策定し、今後成長が見込まれる産業の育成・強化、企業誘致等への重点的な取組みを行っている。

同戦略では、外的要因、経済変動に強い、バランスのとれた産業構造の構築を目指し、「航空宇宙」、「医療福祉機器」、「医薬品」、「食料品」、「次世代エネルギー」の5分野を本県の成長分野と位置付け、重点的に企業の集積並びに規模拡大を図っている。また「観光」を基幹産業と位置付け、観光消費額の拡大を図り、「雇用」面では、あらゆる人が働き手として活躍できる環境づくりを目指している。

第3 外部監査の結果－総括的事項－

1. 県中小企業融資制度の利用率の向上策について（意見）

＜詳細は第4 II 1. 参照＞

県の金融支援施策の中核である中小企業融資制度は、平成27年度において約730億円という融資枠を設けていたが、融資実績は約300億円であり、4割程度の利用率であった。県は、当該制度の利用率を向上させることにより、不測の事態による倒産を防止するとともに、県の成長・雇用戦略にあるとおり、企業の生産性向上を支援することが必要である。

（1）利用者への直接的な制度の周知活動の実施

所管課である商業・金融課は、周知活動の実効性をより高めるため、中小企業者と直接的な接点のある別の局や課の協力も仰ぎながら、中小企業者への直接的な制度の周知を図ることが望ましい。

（2）魅力的な融資メニューの設計

県の成長・雇用戦略において挙げられている「成長産業強化支援資金」の利用率が著しく低水準である。信用保証料の利用者負担の更なる軽減を行うなど、より利用者にとって魅力的な融資メニューとなるよう設計することが有効であると考えられる。

2. 県信用保証協会における保証態勢について（意見）

＜詳細は第4 III 2. 参照＞

県制度融資に係る平成27年度保証承諾案件リスト及び平成27年度代位弁済案件リストより、一部抽出した保証先に係る保証稟議関連書類を閲覧した結果、第4 外部監査の結果－個別的事項－III 2. に述べるような事例が確認された。

これらは全体における傾向を導き出すものではなく、また、結果として一定程度の代位弁済が発生することは想定されるものであるが、県信用保証協会の現行の保証態勢においては、県制度融資の融資案件について十分な審査がなされないまま承諾してしまうおそれがある。また、金融機関の融資は有限であるため本来支援を受けるべき県内中小企業に金融支援が回らないおそれもある。

よって、県は、確認事例から導き出される以下の事項を中心に、県信用保証協会の保証態勢に関するモニタリングの一層の充実・強化を図ることが必要である。

（1）経営実態をより踏まえた審査の実施

融資先企業の経営実態をより踏まえた審査を行うことは、保証した資金が

制度融資の本来の目的に則って、有効に活用され、保証先が破綻することなく成長する助けとなるため、様々な連携を模索してコンサルティング機能を発揮し、審査基準を満たすよう支援することが望ましい。

(2) 創業支援資金保証先等へのコンサルティング機能の発揮

特に創業間もない保証先の経営状況の把握においては、経営計画の進捗状況についての的確に行い、コンサルティング機能を発揮して、産業振興に寄与すべきである。県と密接な関係のある商工会の経営支援員や商工会議所の業務支援員等の専門家の積極的な活用について検討することを提案する。

3. 適切な事業の指標設定及び目標・実績管理について（意見）

<詳細は第4 参照>

今回の監査では、第4 外部監査の結果一個別的事項一の中で、事業の指標設定及び目標・実績管理に関して、指標が設定されていない、不適切な指標が設定されている等、改善提案を含めて数多くの意見を述べている。

自治体における事業を効果的・効率的・経済的に行うために、事業の指標設定及び目標・実績管理は不可欠であるため、当該活動の浸透に全庁的に取り組まれない。

4. 企業誘致の推進のための制度設計について（意見）

<詳細は第4 V 1. 参照>

製造業を中心とした企業誘致の実現のため、岐阜県企業誘致戦略を立上げており、地域の特性を生かした企業誘致を推進するために4つのエリアごとに集積区域（クラスターエリア）を設定している。しかし、平成27年度に企業誘致の中核的事业である企業立地促進事業補助金の交付を受けた企業の半数以上が集積区域の指定業種と一致しておらず、必ずしも岐阜県企業誘致戦略に沿った企業誘致ができていない。

よって、岐阜県企業誘致戦略の推進のために、集積区域に指定業種の企業が進出するよう企業立地促進事業補助金の設定の見直しや誘導するための方策を検討することが望ましい。

5. 観光事業の整理について（意見）

県の成長・雇用戦略において、観光産業の基幹産業化プロジェクトを最重要プロジェクトとして掲げている。ただ、各事業について各々の成果を把握しているが、各事業の成果のプロジェクト全体の成果に対する貢献度が明確にされていない。

すべての事業が、それぞれのプロジェクトの目標達成のために実施されて

いることから、年度ごとにプロジェクトの目標達成への貢献度を検討する必要がある。よって、各事業の成果とプロジェクトの成果目標との関係性を明示するよう検討されたい。

6. 雇用事業の中長期的視点に立った施策の検討について（意見）

＜詳細は第4 IV 1. 及び5. 参照＞

県の成長・雇用戦略において、雇用は成長分野と並んで施策が検討されており、「誰もが活躍できる場の創出」及び「障がい者の一般就労拡大プロジェクト」はそれぞれ県の重要プロジェクト・最重要プロジェクトの一つに位置づけられている。これらの中核的事业である総合人材チャレンジセンター事業、障がい者チャレンジトレーニング事業について、中長期的視点に立った施策を検討されたい。

（1）総合人材チャレンジセンター事業

総合人材チャレンジセンター事業は、現状は単年契約であるが、複数年契約を行うことにより、事業者がノウハウ等の蓄積により優れた提案が行えること、また、継続的な運営を行うことでより効率的に業務を運営することが可能となり、高い成果を出すことも可能となることから、複数年契約が適切と考える。

また、現状の事業評価の指標は、本来の目的である雇用のミスマッチの解消と安定した雇用の確保との関連性が低いため、利用者が就職した後の定着率を業績評価の指標とすることにより、今後の事業運営にも生かすことができ、事業目的と事業評価の指標が整合することになると考える。

さらに、事業拠点は3拠点（岐阜市内2か所、多治見市1か所）及び関市の出張所が開設されているが、県内のすべての人が公平に利用できるような施設運営を検討する必要があり、関市のケースのように出張所を展開するなど、利用者のニーズに応じて柔軟に展開することを検討されたい。

（2）障がい者チャレンジトレーニング事業

本事業は、他の障がい者職業訓練と異なり、10日間と短期間の障がい者職業訓練となっていることから、障がい者及び企業が利用しやすい訓練制度設計になっていると考えられるが、障がい者の一般就労拡大のために制度の拡充と並行して、職業訓練後のフォローができるような仕組みや、参画者の声を集約する仕組みのような中期的にサポートできる体制を構築することが望ましい。

7. 成長・雇用戦略に基づく施設再編の管理体制について（意見）

県の成長・雇用戦略の中で、既存施設の再編等を含め複数の施設の整備が盛

り込まれている。直近におけるこれらの施設の整備計画及び既存施設の今後の方向性について所管課に照会をした結果、既存施設の方向性については、産業技術センター（昭和 47 年度築）、産業技術センター紙業部（昭和 49 年度築）及び情報技術研究所（平成 12 年度築）は未だ検討されておらず、移転完了予定の平成 31 年 6 月頃を目途に、庁内外の関係機関と利用の方向性を示す予定となっている。また、情報科学芸術大学院大学の旧キャンパス施設（本校舎（昭和 39 年度築）、マルチメディア工房（平成 8 年度築）、新校舎（平成 11 年度築））は平成 26 年 4 月以降、遊休化し機械警備により維持管理されているが、今後の利用の方向性は検討されているものの定まっていない。

持続可能な財政運営のためには、大規模な施設の新設と既存施設の廃止について経済的・効率的な意思決定を適時に行う必要がある。そのため、かかる施設再編にあたっては、意思決定と並行して、種々の選択肢において発生する経費を見積ったうえで、他の部署を含めて既存施設の利用の方向性を検討することとされたい。

第 4 外部監査の結果—個別的事項—

I 商工政策課

1. 岐阜県中小企業団体中央会補助金について

① 補助金額への指標達成度の反映について（意見）

指導員は組合及び中小企業者に対して経営支援活動及び組合等組織化活動を行っているが、目標の達成度を示す指標について実績値が目標値を著しく下回った場合でも、「予算要求額と交付税単価での積算額との比較表」により指導員と職員の人件費について、岐阜県中小企業団体中央会の給与規定に基づき積算された額と交付税単価に基づき積算した額のうち、低い方の額の補助を行っている。その場合の事業成果は補助金額に見合ったものとはいえない。

したがって、最低限達成すべき数値を設定し、実績がそれを下回った場合には補助金額を引き下げることとし、一定の成果を確保する仕組みを検討することが望ましい。

2. 商工会及び商工会議所補助金について

① 補助金額への指標達成度の反映について（意見）

商工会及び商工会議所では経営支援員が商工業者へ経営改善普及事業等を、商工会連合会では専門経営指導員が経営改善普及事業及び商工会活動強

化事業等を行っているが、目標の達成度を示す指標について実績値が目標値を著しく下回った場合でも、県の補助金額の決定方法は、従前の国の交付税単価を基準にしたものである。その場合の事業成果は補助金額に見合ったものとはいえない。

したがって、最低限達成すべき数値を設定し、実績がそれを下回った場合には補助金額を引き下げることとし、一定の成果を確保する仕組みを検討することが望ましい。

3. 商工労働部政策検討調整費について

① 指標名及び目標について（意見）

ぎふ輝く女性ネットワークは事業趣旨に賛同する女性経営者を取りまとめた名簿であり、名簿より会議や懇談会への出席を依頼している。名簿上の人数が増加しても会議や懇親会が実施されなければ議論や意見交換は行われないこととなり、事業費が有効に活用されていないことになる。

よって、指標名をぎふ輝く女性ネットワーク会員数から有識者会議・ぎふ輝く女性ネットワークの会合・ぎふ女性経営者懇談会の開催回数及び出席者数に変更することが望ましい。

4. 施設改修工事負担金（岐阜産業会館）について

① 今後の利用方法について（意見）

岐阜産業会館は県内産業の振興と文化の向上を目的に、昭和 45 年 8 月に県と岐阜市が共有施設として開館し、改修工事費についてもそれぞれ 1/2 を負担している。建設後 44 年以上が経過しており大規模な建て替え工事の実施、代替的施設の使用等の方向性を検討する必要がある。したがって、共同管理者である岐阜市と協議を進めながら、今後の方向性を早急に決定することが望ましい。

5. 公益財団法人岐阜県産業経済振興センター補助金について

① 指標名及び目標について（意見）

当該事業について、平成 27 年度まで指標名と目標を設定していなかったが、平成 28 年度からライブラリー図書及び DVD 貸し出し数が指標名及び目標に設定されている。しかし、事業費の中に調査研究事業費も含まれている。調査研究事業費とはヒアリング調査により、実際に企業の取組みや動向を調査研究し、成果を中小企業に情報提供する活動である。

よって、ヒアリング調査回数や成果を中小企業に情報提供した回数を指標名及び目標に加えることが望ましい。

Ⅱ 商業・金融課

1. 中小企業制度融資貸付金について

① 岐阜県中小企業資金融資状況報告書の確認状況について（指 摘）

岐阜県中小企業資金融資状況報告書について、金融機関からもれなく報告を受けていることを検証したところ、ある金融機関からは報告を受けていなかった。「岐阜県中小企業振興支援資金融資制度要綱」第14条には「取扱金融機関及び保証協会は、毎月の融資又は保証状況を別（振興要領）に定めるところにより、知事に報告しなければならない」と規定されており、また、県側のデータと金融機関からの「岐阜県中小企業資金融資状況報告書」では、データの抽出時点の相違から両者の金額が不一致となっている事例も数件みられた。県は、預託金の計算を正確に行うため、毎月の報告をもれなく受け確認すべきである。

② 岐阜県制度融資の認知度の測定方法について（意 見）

県制度融資の周知状況の判断にあたり、県が主に参考にしている指標が、「岐阜県中小企業資金融資制度に係るアンケート」の調査結果である。このアンケートにおいて、県制度融資の周知状況に関して例年実施されている質問は、アンケート回答者のうち、資金調達を実施し、かつ県制度融資を利用しなかった回答者について、県制度融資を利用しなかった理由の1つの選択肢として「県制度融資を知らなかった」が与えられているのみである。また、「県制度融資を知らなかった」という選択肢は8個ある選択肢の1つで複数回答可となっている。

現在のアンケート項目を毎年質問し続けることは目的と照らして有効ではないと考える。中小企業制度融資貸付金の課題の解消状況をモニタリングしていくためには、毎年、全回答者に対して、「県制度融資を知っているか」と質問し、その回答をモニタリングすることが望ましい。

③ 岐阜県制度融資の認知度の向上について（意 見）

平成26年9月と平成27年10月にまとめられたアンケート分については、県制度融資に対する岐阜県下の中小企業の認知度が推定できる質問が追加で実施されており、県制度融資についての認知度は40%前後であると推定できる。

商業・金融課は、県制度融資の利用者である中小企業者との直接的な接点がないため、金融機関の融資担当者に対して県制度融資の説明会を実施することにより、金融機関を訪れた融資希望者に対し選択肢の一つとして県制度融資の提示を促進している。中小企業者と直接的な接点のある別の局や課の協力も仰ぎながら、中小企業者への直接的な制度の周知を図る活動にも力を

入れていくことが望ましい。

④ 元気企業育成資金の利用率の向上について（意見）

県制度融資は（1）一般資金、（2）元気企業育成資金、（3）特別経済対策資金、（4）災害復旧資金の4種類に分けられる。県制度融資の平成27年度における新規融資枠達成率を見ると、達成率33%の「産業活性化・国際展開資金」、達成率5.1%の「成長産業強化支援資金」、達成率0%の「企業立地等支援資金」の3つが低水準であり、いずれも元気企業育成資金である。

県の成長・雇用戦略の一環として創設した融資制度である以上、予算を確保し資金を準備するだけでなく、県が積極的に利用促進を働き掛け、その利用率を向上させる必要があると考える。そのためには、より利用者にとって魅力的な支援制度にする必要がある。同じ元気企業育成資金の「創業支援資金」の達成率は141.2%であるが、その主な理由の1つとして、この資金借入の信用保証料については県が全額負担しているため、利用者負担が0%であることが挙げられる。これを参考にして、県の保証料補給率を上げ、利用者負担を軽減させることによる利用率の向上も有効であると考えられる。

2. 中小企業振興支援資金信用保証料補給金及び緊急経済対策信用保証料補給金について

① 県制度融資の繰上げ返済時の県の保証料補給金の支払について（意見）

中小企業振興支援資金信用保証料補給金、緊急経済対策信用保証料補給金について、県は、原契約に基づき保証料補給金額を確定させ、6年にわたっての分割払いで県信用保証協会に支払う。また、繰上げ返済、支払期間の延長、いずれの場合であっても、原契約の期間に対応する保証料のみについて補給する。債務者が繰上げ返済した場合、繰上げ返済時から原契約上の完済時の間の保証料について債務者は支払っていない。しかし、当該期間分の保証料について、現行、県は信用保証協会に補給金を支払っている。

繰上げ返済時において債務者が支払っていない保証料についての補給金を県が支払い続けるのは一般的には不合理である。この不合理を是正するため、県制度融資の県民及び利用者の理解を深める活動を行う必要がある。

県は、現在、保証料補給金を6年にわたる分割払いで信用保証協会に支払っているため、繰上げ返済した場合の保証料の返戻額の計算が一層複雑になっている可能性がある。保証料補給金の支払方法の再検討や信用保証協会のシステム情報の活用等の検討等、事務処理の煩雑さの解消に向けた業務の見直しを行う必要があると考える。

3. 建設設備強化事業について

① 建設設備強化事業貸付金の利用率の向上について（意見）

建設設備強化事業貸付金は、設備貸与事業の実施主体となる産経センターに、県が事業資金の半額を無利息で貸付する制度である。県が予定しているよりも利用されていないが、その理由は、近年、建設業者は自社で設備を保有せず借りる割合が増えてきたこと、また、中古を購入することが多いため、新品の購入しか利用できない建設設備強化事業貸付金は利用し難いとのことであった。

建設設備強化事業貸付金の目的は、「災害発生時に、地域の緊急輸送道路の応急復旧等に寄与する県内建設業者の建設機械の保有促進」であるため、建設業者の実態に照らし、県内建設業者の建設機械の保有促進を有効に進める実効性のある制度に適時適切に変更する必要があると考える。

Ⅲ 岐阜県信用保証協会

1. 団体の概要

岐阜県信用保証協会（以下「県信用保証協会」という。）は信用保証協会法に基づき、内閣総理大臣と経済産業大臣から設立の許可を受け設立された法人である。中小企業者等が銀行その他から貸付等を受ける際にその債務につき保証を実施することにより借入条件をより良いものにして、中小企業者等の資金繰りの円滑化を図り、その健全な発展に寄与することを目的としている。基本理念は、「中小企業経営をサポートし、ともに夢をはぐくみ地域社会の発展に貢献する」である。

2. 県信用保証協会における保証及び管理について

県は①から⑨の意見を踏まえ、県制度融資に係る信用保証について適切にモニタリングする態勢を措置されたい。

① 保証審査時点の決算書について（意見）

保証審査時点に確認している決算書がほぼ1年前の決算書で、融資先企業の直近の財政状態・経営成績に基づいた保証の判断ができていないと考えられる案件があった。融資先企業の直近の決算書を入手し、保証審査時点の融資先企業の実態に基づいた審査を行うことが必要であると考ええる。

② 経営改善計画の妥当性の検討について（意見）

経営改善計画の内容に不備が見受けられ、その計画の妥当性について疑義が残る案件があった。迅速な融資手続を優先するあまり経営改善計画の妥当性の検討が疎かになっている実情があるため、今後は経営改善計画の内容に

ついて十分に検討する必要があると考える。

③ **バンクミーティングへの参加について（意見）**

現状、開催されるバンクミーティングへは多くが参加しているが、すべてのバンクミーティングに参加しているものではない。できる限り参加する方針とのことであるが、担当者が融資割合や事業の状況等を勘案し参加しない場合があった。バンクミーティングは保証先の有用な情報を収集できる貴重な機会であるので、融資割合や事業の状況を問わず可能な限り参加することが望ましい。

④ **白色申告事業者の簿外債務の有無の検討について（意見）**

白色申告事業者の場合には、一般的に確定申告書の記載内容の信頼性が低い可能性は否定できない。そのため、白色申告事業者については、金融機関における簿外債務等の有無について、青色申告事業者より詳細に検討することが望ましい。

⑤ **非事業性負債の把握について（意見）**

個人事業主の場合には、事業性負債と非事業性負債は実質的には同一視できると考えられる。事業性以外の負債も事故発生の原因になりうると思われるため、審査の段階において可能な限り把握することが望ましい。

⑥ **条件変更依頼から事故報告までの判断過程の記録について（意見）**

条件変更依頼から一転して自己破産申立てに至る過程において、金融機関との折衝記録など、県信用保証協会による判断過程の記録が残されていない案件があった。条件変更依頼時には債務者は事業継続の意図があるはずであり、そこから自己破産の申立てを選択するまでには大きな状況の変化があったものと考えられる。今後の与信管理に役立つノウハウを蓄積するため、事故発生の経緯や判断過程を記録しておくことが望ましい。

⑦ **業績の見通しの確認について（意見）**

1年の3分の2が終わった段階で前年を大幅に下回っているが、信用保証協会として追加資料の請求、ヒアリングの実施が見受けられない案件があった。合理的でないと考えられる事象については、心証を得るために追加で手続を実施する必要があると考える。

⑧ **急激な業績変化への対応について（意見）**

条件変更依頼の検討に際し、急激な売上の変化の理由について、信用保証協会として追加資料の請求、ヒアリングの実施が見受けられない案件があった。保証条件変更依頼を受諾するか否かの検討にあたって、会社の急激な業績変化の理由を把握することは必要であると考え。

⑨ **直近の業績入手について（意見）**

複数に及ぶ保証条件変更依頼に係る稟議決裁の際に、そのいずれも直近の

決算数値を確認した証跡が見当たらない案件があった。仮にこれらの時点で決算が締まっていなかったとしても、決算見込みの数字又は直近月における合計残高試算表を入手して検討する必要があると考える。

IV 労働雇用課

1. 総合人材チャレンジセンター事業費について

① 中長期的な視点に立った契約年数の設定について（意見）

総合人材チャレンジセンター事業については、事業の性質を考えれば、運営を継続的に行った方が、ノウハウ等の蓄積により、他社より優れた提案が行えるものと考えられること、また、継続的な運営を行うことにより、より効率的に業務を運営することが可能となり、高い成果を出すことも可能となると考えられる。とすれば、複数年契約で業者を選定し、委託した方がより効率的かつ効果的な事業運営が可能になるものと考えられる。

当該事業は、岐阜県成長・雇用戦略において、重要なプロジェクトの一つに位置づけられており、短期的な事業ではなく、中長期的な事業であることを考えれば、それを運営することになる事業者は重要となると考えられることから、中長期的な視点に立って業務を委託することが必要であり、複数年契約が適切であると考ええる。

② 事業目的に整合した事業評価指標の設定について（意見）

総合人材チャレンジセンター事業は、若年者から中高年者並びに子育て中の女性等に対する就職支援と中小企業の人材確保の支援にある。その中でも、雇用のミスマッチの解消により安定した雇用の確保を行うことに特に重点を置いている。

現状の事業評価の指標は、総合人材チャレンジセンターの利用者と就職決定者を指標としているのみであり、本来の目的である雇用のミスマッチの解消と安定した雇用の確保との関連性が低いと考えられる。そのため、事業目的に即した事業評価の指標を明確にすることが必要と考える。

③ 事業拠点の検討について（意見）

総合人材チャレンジセンターは、岐阜県下に3拠点施設を開設しており、岐阜市内2か所（岐阜県シンクタンク庁舎、岐阜アクティブG）、多治見市1か所（多治見（テラ））となっている。その他、関市は出張所として関市役所内に毎月第3水曜日に出張して施設を展開している。ただし、関市の上出張所については、年間12回開催しているものの、参加者が10名程度と非常に少ない状況である。

県内のすべての未就職者を対象としている以上、県内のすべての人が公平

に利用できるような施設運営を検討する必要があるため、例えば、関市のケースのように出張所を展開することや、関市の出張所の開催は2か月に1回に変更したうえで余った時間を他の市町村の出張所の運営に回すなど、利用者のニーズに応じて柔軟に展開することを検討されたい。

2. プロフェッショナル人材センター運営事業費について

① 実績報告書の適切な検査について（意見）

平成27年度は、産経センターから実績報告書として「公益財団法人岐阜県産業経済振興センター事業実績書」を入手している。委託業務仕様書の委託業務内容と当該実績報告書を確認した結果、実際に業務が履行されているか判断できない項目が存在していた。委託業者として業務を県から受託している以上は、適切に委託項目に対して報告する義務があると考えられる。

よって、県は、実施状況や今後の改善策等についての報告を委託業者に徴求し、適切に評価する必要があると考える。

3. 岐阜県インターンシップ推進協議会運営費について

① 運営交付金の金額の妥当性について（意見）

県は、岐阜県インターンシップ推進協議会の協力員として参画しており、当協議会の規約に基づいて負担金を支出している。しかし、規約では「負担金（県が支出する行政関係を総括した年額）」と記載されているのみであり、負担金の算定根拠は明記されていない。

県では、岐阜県インターンシップ推進協議会に対して毎年負担金を支出しているが、その算定根拠を明確にしたうえで、負担金の減額の必要性を含め、金額の妥当性について適時見直すことが必要であると考えられる。

4. 実践型インターンシップ推進事業費について

① 委託業者の選定方法について（意見）

実践型インターンシップ事業については、平成26年度までは一般公募型プロポーザル方式による入札を行っていたが、平成27年度は一般価格競争により委託業者を選定する方法に変更している。しかし、県内企業の情報発信や県内中小企業へのインターン受入の提供を行う事業の内容から、事業者の規模や経験、提案内容を重視した選定を行うことが事業の実効性を高めるためには重要であり、単なる価格のみに重点を置いた選定は妥当ではないと考えられる。

よって、今後同様の状況が生じた場合には、一般公募型プロポーザル方式により委託業者を選定することが適切と考える。

② 事業の再実施の必要性について（意見）

契約を継続できないことが確定した後、一般競争入札で次順位の応募者が事業を契約することとなったが、実施時期が2月から3月であり準備期間が短いこともあり、参加学生は15名と少数となっており、参加企業も4社と少ない状況であった。この状況からすると、効果的な事業実施の観点では実施時期が適切でなかった可能性がある。

よって、今後同様の状況が生じた場合には、事業の再実施の必要性を慎重に検討することが適切と考える。

③ 事業と社会的ニーズのミスマッチについて（意見）

平成26年度については、夏休み、春休みの長期休暇を活用して、6週間程度のインターンシップを実施しているが、参加学生は34名、参加企業は16社となっており、平成27年度については、参加学生は15名、参加企業は4社と少ない状況にあり、学生及び企業のニーズともマッチしているとはいえない状況にあると考えられる。

平成28年度より当該事業は廃止されているが、今後同様の状況が生じた場合には、より早い段階で就職活動に対する社会のニーズの変化を把握し、事業継続の判断に生かすことが必要と考える。

5. 障がい者チャレンジトレーニング事業費について

① 中期的な支援体制の構築について（意見）

障がい者の一般就労拡大は、県の成長・雇用戦略の中でも最重要プロジェクトとして取り上げていることを考えれば、制度の拡充と並行して、以下のような中期的にサポートできる体制を構築することが望ましい。

ア. 職業訓練後のフォローについて

当該制度については、職業訓練後の中期的な報告が行われておらず、1か月後、3か月後、6か月後といった定点における報告がないため、実習後は就職率が69%となっても、その後に定着しているかが不明であり、場合によっては短期で離職している可能性も懸念される。そのため、障がい者委託訓練のように90日までは状況を報告してもらい、その後のフォローができるような仕組みを構築することを検討すべきと考える。

イ. 参画者の声を集約する仕組みについて

実習生や受け入れ企業に対するアンケート等が実施されていないため、当該事業への改善要望等の把握が行えていないことがある。他にはない事業であり、事業の有用性が高いと考えられることから、より良い制度となるようにアンケート等による参画者の声を集約する仕組みが必要と考える。

V 企業誘致課

1. 企業立地促進事業補助金について

① 企業誘致の推進のための制度設計について（意見）

岐阜県企業誘致戦略では、地域の特性を生かした企業誘致を推進するために4つのエリアごとに集積区域（クラスターエリア）を設定し、産業集積を促進するべく各エリアに推進協議会を設立し岐阜県企業誘致戦略に向けた取組みを実施している。しかし、平成27年度に補助金の交付を受けた企業の業種は、半数以上が集積区域の指定業種と一致しておらず、必ずしも岐阜県企業誘致戦略に沿った企業誘致ができていない。一方で企業立地促進事業補助金の設定をみると、対象地域が県全域となっており、集積区域に指定業種の企業進出を誘引する仕掛けになっていないといえる。

よって、岐阜県企業誘致戦略の推進のために、集積区域に指定業種の企業が進出するよう企業立地促進事業補助金の設定の見直しや誘導するための方策を検討することが望ましい。

2. グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ事業費について

① グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会への負担金拠出割合について（意見）

岐阜県、愛知県、三重県及び名古屋市はグレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会に毎年同じ負担割合で負担金を拠出している。しかし、過去のグレーター・ナゴヤ地域への海外企業の立地件数の実績をみると、海外企業の多くは愛知県に立地し、反対に岐阜県は最も立地件数が少なく、同じ負担金の拠出割合であるのに対し自治体によって得られるメリットが不公平な結果となっていた。

よって、負担金拠出割合の変更が困難な場合には、グレーター・ナゴヤ地域へ進出した海外企業に対する内地への進出支援等の取組みをより拡充することをグレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会へ提言することが望ましい。

② 目標の達成度を示す指標の設定について（意見）

本事業については、グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会として、目標値の設定を行っていないため、目標の達成度を示す指標は設定していない。しかし、目標値を設定していないと拠出した負担金の効果を測定できず、その結果不要な公費の支出を招くおそれがある。

よって、グレーター・ナゴヤ地域進出済み企業の岐阜県への2次投資を促すことを目的とした企業との面談件数等、目標の達成度を示す指標を設定す

ることが望ましい。

VI 産業技術課

1. 岐阜県科学技術振興センター管理委託費について

① センターへの立入検査結果の記載について（指 摘）

協定書第 29 条に「各年度の 5 月、8 月、11 月及び 2 月に本施設へ立ち入り」「本業務の実施状況に関する実地調査を行うものとする。」と記載されており、指定管理者業務実施状況確認表に確認すべき内容を実施した結果を記載する必要があるが、平成 28 年度第 1 四半期において、防火管理者の選任について確認された結果を記載すべき適否の記載が無かった。

適否欄に記載が無ければ県として指定管理者の評価を行っていないこととなるため、指定管理者業務実施状況確認表を適切に記入する必要がある。

② センターへの立入検査結果の記載について（意 見）

平成 27 年度第 4 四半期立入検査（結果）に「VR 委託料については次回確認」及び「振込手数料収入、受取利息について元帳とずれがあったため、次回確認事項とした。」という記載がある。上記 2 点について平成 28 年度第 1 四半期立入検査の際に確認しているが、確認した旨の記載が平成 28 年度第 1 四半期立入検査（結果）に無かった。

立入検査時に実施できなかった項目について実施漏れを防ぐために、次回の立入検査時において実施の有無を確認事項として記載することが望ましい。

③ 岐阜県科学技術振興センター運営協議会の開催について（意 見）

「岐阜県科学技術振興センター運営協議会について」では、目的・組織・議長・会議・協議事項・事務局・運営協議会の期間は定められているが、開催頻度が定められていない。運営協議会を実効性のあるものにするために開催頻度を記載することが望ましい。

2. モノづくり拠点整備事業費について

① 産業技術センターと情報技術研究所の跡地利用について（意 見）

この事業は、産業技術センターと情報技術研究所の研究開発・技術支援機能を工業技術研究所の敷地内に新設する技術開発棟及び試作開発棟に移転させることを目的としている。しかし、産業技術センターと情報技術研究所の跡地利用は未定であり、移転完了予定の平成 31 年 6 月頃を目途に、庁内外の関係機関と既存施設利用の方向性を示す予定とのことである。

県の財政状況に必ずしも余裕がない中、大規模な施設の新設と既存施設の

廃止について経済的・効率的な意思決定を適時に行うためには、意思決定と並行して跡地利用の方向性を検討することが適切と考える。また、その意思決定の選択肢として、跡地をそのままにしておく場合には保守管理費用が必要であり、建物を撤去する場合には撤去費用が必要となるため、意思決定に当たって保守管理費用及び撤去費用の見積りに関する情報を入手する必要がある点に留意すべきと考える。

3. 研究開発機器等設備整備充実費について

① 指標名及び目標値について（意見）

当事業については県内企業への技術支援と企業ニーズを反映した研究開発に必要な機器の整備、修繕を行うものであるという理由で具体的な指標名及び目標値を設定していない。そのため、研究開発機器の使用回数を指標名及び目標値にすることが望ましい。

4. 中小企業技術開発支援事業費について（技術支援）

① 指標名及び目標値について（意見）

試験研究機関機器維持管理費は工業系試験研究機関が保有する試験研究機器の法令に規定される定期点検及び故障に対する修繕を行い、技術指導、研究開発などを円滑に推進する。現時点では指標名として巡回技術指導実施回数・緊急課題技術支援実施回数・新技術移転促進実施回数・中小企業技術者研修実施回数が採用されている。しかし、試験研究機関機器維持管理費に関して、定期点検及び修繕を行った試験研究機器の使用頻度が大幅に予定を下回る可能性もあるため、実際の使用頻度を確認して試験研究機関機器維持管理費が有効に使用されているか確認する必要がある。そのため、試験研究機器の使用回数を指標名及び目標値に追加することが望ましい。

5. 食品関連分野拠点整備調査事業費について（研究所整備）

① 事業目的と事業内容の整合性について（意見）

当該事業では、産業技術センター食品部と岐阜大学等の連携により、食料品を含む健康関連分野の支援体制強化のための調査を行うために、以下を実施することになっている。

- ・岐阜大学、岐阜薬科大学等関係者との意見交換の実施
- ・食品関連団体をはじめとする産業界や有識者からのヒアリング等の実施
- ・先進地域の事例調査による支援体制の在り方の検討
- ・外部機関による新たな共同研究拠点整備等に関する調査

しかしながら、支出内容を確認した結果、上記の事業目的とは関連がない

と考えられる支出 327 千円が発生していた（支出に関する委託業務の内容は、「航空機組立実習室構築に係る整備案作成及び教材選定 委託業務」である）。

事業目的から総合的に判断したとしても、支出内容が適切に執行されているとは判断できない。また、航空機組立実習室構築に係る整備案が必要と判断されるのであれば、別途予算を組んだうえで執行することが適切と考える。

Ⅶ 新産業振興課

1. 燃料電池自動車普及促進事業費について

① 「(仮称) 清流エナジー 水素ステーション(移動式水素供給設備) 設置工事」の業者選定について(指 摘)

当該補助金の交付事業者は、「(仮称) 清流エナジー 水素ステーション(移動式水素供給設備) 設置工事」を実施する業者を随意契約により選定している。入札等の報告書には随意契約にした理由が記載されているが、選定業者の水素ステーションが当該事業にふさわしいものかを記載しているのみで、一般競争入札・指名競争入札が適さない理由の記載がない。

他にも水素ステーションの設置業者はあるが、平成 27 年度中に水素ステーションの設置ができない見込みであったとのことであるが、この内容についても、随意契約とした理由に記載すべきと考える。

2. かかみがはら航空宇宙科学博物館リニューアル推進事業費について

① 「かかみがはら航空宇宙科学博物館リニューアル推進事業費」の目的達成度を示す指標と実績について(意 見)

目標の達成度を示す指標を、「県内航空宇宙産業の製造品出荷額(億円)」としているが、県内航空宇宙産業の製造品出荷額は、県内航空宇宙産業の受注量に左右されるものであり、当該リニューアル推進事業費の効果とはいえないと考えられる。当該リニューアル推進事業費の効果として期待されるのは来館者数の増加であるため、来館者数を目標の達成度を示す指標とすることが望ましい。

3. かかみがはら航空宇宙科学博物館リニューアル事業費補助金について

① 補助事業経費の配分変更について(意 見)

平成 27 年 10 月 8 日に当該補助金は交付決定されているが、平成 27 年 11 月 2 日に各務原市は補助事業経費の配分変更承認申請書を提出し、県は承認している。ここで、補助事業費の配分変更後の計画である「かかみがはら航

空宇宙科学博物館リニューアル事業費補助金事業変更計画書」には、増加しているシミュレータ等の設置に係る環境整備、リニューアル PR の実施の記載はあるが、減少している基本計画・展示に関する設計費について、減少の理由の記載がない。県の補助事業費の配分変更申請書の内容の妥当性を適切に踏まえて承認したことを書面に残すことが望ましい。

4. 産業技術支援事業費補助金について

① コーディネーター設置事業における相談内容について（意見）

当該事業に係る平成 27 年度相談実績報告書を読んだところ、「補助金や助成金の情報が欲しい」、「(公財) 岐阜県産業経済振興センターの事業を紹介してほしい」といった一般的な情報の提供のためにその都度企業まで出張している相談実績がいくつか見られた。一般的な情報の提供のためのみであれば、公式サイトに詳しく情報を掲載して閲覧に供する、産経センターへの来訪や、同センター主催の補助金・助成金のセミナーへの参加等の対応を先方企業に依頼することにより、より経済的に事業を実施できるものとする。

5. 地域中小企業等知的財産活用支援事業費について

① 効果測定について（意見）

当該事業に係る補助事業等検査表を読んだところ、検査項目に「効果が十分上げられているか。」という検査項目があった。絶対値としての人数や件数により効果測定をしているとのことであった。これでは、費やした事業費に対して、利用者数等の指標が十分だったのかが客観的に判断できない。当該事業は平成 23 年度より実施されているものであるため、効果測定には過年度実績との比較が有用であるとする。

6. 物品処分に係る物品帳簿のメンテナンスについて

① 物品帳簿のメンテナンスについて（指摘）

2つの物品の「備考1」欄に「不用決定済」との記載があった。

2物品については、産業技術課が平成 26 年 2 月 17 日に不用決定の申請を行い、平成 26 年 2 月 20 日に決裁されている。それにも関わらず、新産業振興課では、平成 28 年 9 月 15 日より不用決定申請前に実施する遊休物品の有効利用照会を行っている。原因について確認したところ、物品の現物実査は1年に1回実施するが、現物実査のために出力する物品帳簿の様式には、この「備考1」欄が表示されないため、気づけなかったとのことである。また、組織再編により、産業技術課から新産業振興課管理の物品になり、引き継ぎがなされなかったことも要因である。

出力する物品帳簿の様式で表示されない部分についても現物実査時に異常事項がないかを確認するとともに、他の課から物品の管理を引き継ぐ際に物品処分の手続を進めていないかどうかを確認すべきである。

7. 岐阜県 IoT マネジメント人材育成事業委託業務について

① 事業の実現性・継続性の確認について（意見）

当該委託業務については、一般公募型プロポーザル方式により、委託業者を決定している。委託業者決定の評価項目に「事業の実現性、継続性」が挙げられている。これらの確認には、将来計画としての売上・利益の数値確認及びその妥当性の検討が必要であると考えられるが、それらを検討した証跡は確認できなかった。事業の実現性・継続性の確認のために、将来計画としての売上・利益の数値確認及びその妥当性を検討する必要があると考える。

② 雇用者の確保、活用及び雇用の継続について（意見）

委託業者決定の評価項目に「雇用者の確保、活用及び雇用の継続」が挙げられている。評価基準として、「雇用者を確保できる見通しがあるか。」、「事業の中で、雇用者が活用できる内容となっているか。」、「事業実施後も雇用者を継続して雇用できる見通しがあるか。」が挙げられている。当該項目を適切に評価するため、①と同様に将来計画を入手しその合理性を検証することが望ましい。

VIII 公益財団法人ソフトピアジャパン

1. 団体の概要

情報科学技術に関する産業の支援、人材育成、情報提供、情報交流、啓発普及等を促進することにより、岐阜県の情報産業の高度化、産業の情報化及び地域の情報化を推進し、県民の豊かな暮らしを実現する情報化社会の形成に寄与することを目的とする。（以下、当団体を「ソフトピアジャパン」という。）

2. 固定資産等の実査について

① 固定資産等の実査要領の整備について（意見）

会計処理規程第74条以外に固定資産等の実査方法を定めたものはないとのことであった。固定資産台帳と現物の照合は、固定資産台帳に実査結果を反映するうえで非常に重要なことである。各課の固定資産等の実査水準を揃えるために、固定資産等の実査要領を整備すべきと考える。

3. IT ものづくり等推進支援事業費補助金について

① 支出予算額と実績支出額の乖離について（意見）

当該補助金が交付された「クリスタルゲル®の流動解析プロジェクト」の IT ものづくり等補助金交付申請書に添付されている支出予算と補助事業完了後に提出された IT ものづくり等推進事業費補助金に係る事業実績報告書を確認したところ、人件費の実績が予算の約 27%となっており、予算と著しく乖離している。人件費について、これだけの著しい乖離がみられる場合、予算時に見込まれていた活動の適切な執行に疑念が生じるが、乖離理由の把握が十分に行われていなかった。交付決定した補助金対象事業が適切に実施されていたかを確認するために、説明資料を徴求し、乖離理由を十分に把握することが望ましい。

4. ぎふネットショップマスターズ倶楽部運営委託業務について

① 随意契約をすることができる理由について（意見）

当該委託業務は、A社と随意契約している。随意契約の理由として、過去にA社が同委託業務を受託し、当初予定どおりの成果を出していることや過去のプロポーザルで提案を行った唯一の事業所であることを挙げているが、随意契約の理由にならないものと考えられる。県は、当委託業務を実施可能な人材を確保できる事業所という観点で捉えており、その観点ではやはりA社しかないとのことであった。これについては、随意契約の理由として誤解を生まない適切な表現をすべきと考える。

5. 中長期の達成目標について

① 中長期の達成目標の設定について（意見）

ソフトピアジャパンにおいては、成長・雇用戦略の3つの柱をソフトピアジャパンの中長期計画として捉えており、ソフトピアジャパンとしての中長期の達成目標の設定はなされていない。ソフトピアジャパンで実施されるプロジェクト事業は、長期的な観点で実施される事業が多いため、中長期の間での達成目標を設定し、年度ごとに進捗状況を確認することが望ましい。

6. 成功事例の活用について

① 成功事例の活用について（意見）

ソフトピアジャパンにおける取組みの成果として、ソフトピアジャパンエリアの入居企業の成功事例、ネットショップの売上増加事例等が多くある。よって、成功企業の理解を得た成功事例集等の作成、ソフトピアジャパンエリアの入居企業に対する成功企業の講演会等を実施し、県内 IT 企業の活

性化に繋がる取組みを引き続き検討されたい。

Ⅸ 株式会社ブイ・アール・テクノセンター

1. 団体の概要

株式会社ブイ・アール・テクノセンター（以下、「VR テクノセンター」という。）は、産業の高度化を図るための研究開発・調査、技術・経営・販売・財務等に関する指導及び情報提供、研修・指導事業の企画・開催、製品試作及び機械部品・電子部品等の測定等を主な目的とする。

2. 意思決定機関について

① 取締役会の開催期間について（指 摘）

VR テクノセンターの取締役会の開催については、3 箇月に 1 回以上の取締役会開催がなされていない場合がある。VR テクノセンターにあつては、会社法に定められた取締役会の開催頻度を遵守されたい。

② 監査役会規則の改正漏れについて（指 摘）

平成 26 年に会社法が改正され、従来、会計監査人の選解任等の議案は取締役又は取締役会が提出するものとされていたが、会計監査人の独立性をより強化するという観点から、監査役等が議案を提出するものとされた（会社法第 344 条第 1 項）。しかし、会社の監査役会規則は、現時点では改正されていなかった。会社法の改正があつた場合、適時適切に会社内の規程類の見直しを行う必要がある。

3. 有価証券について

① 平成 27 年度末の有価証券の過小計上について（指 摘）

会社は 15 億円の国債をその他有価証券として保有しており、期末評価で適用する時価を過年度から、満期まで保有した場合の割引現在価値としている。しかし、金融資産が市場で取引され、そこで成立している価格があれば、原則として当該金融資産には時価として「市場価格に基づく価額」を付さなければならない。平成 27 年度末の有価証券について、本来適用すべき時価で時価評価を行った場合、現在の貸借対照表価格は 52 百万円の過小計上となる。決算仕訳を含む会計処理は、一般に公正妥当と認められる会計基準に従って適切に行う必要がある。

② 手元資金の用途の明確化について（意 見）

有価証券で運用されている 15 億円の手元資金は、設立資金の一部が余剰金として会社に残ったもの及びこれまでの事業活動を通して得たものであ

る。当該手元資金の用途は、将来の大規模改修等への充当資金として県も織り込み済みとのことである。しかし、一定の年月が経過していることから、大規模修繕計画の策定や修繕積立金の設定による用途の明確化を検討することが望ましい。

4. 固定資産管理について

① 固定資産の処分手続について（指 摘）

固定資産の取得手続については、適切に実施されていることを確認した。しかし、固定資産の処分手続に係る稟議書は見当たらず、経理規程第 26 条に対応する手続は実施していないとのことであった。規程に定めている手続は実施すべきである。

② 固定資産の棚卸手続について（指 摘）

経理規程第 27 条に対応する手続は実施していないとのことである。規程に定めている手続は実施すべきである。

5. 繰延資産の範囲について

① 繰延資産の範囲について（指 摘）

繰延資産については、会社法に具体的な規定はない。経理規程上、「会社法に規定のあるものをいう。」は適切ではなく、「財務諸表等規則に規定のあるものをいう。」が適切であると考ええる。

6. 業務受託の可否検討について

① 業務の受託の可否検討について（意 見）

システムに関する受注案件について、業務に係る経費が 0 円で、粗利率が 100%となっていた。この点について確認したところ、業務に係る経費の中に当該業務の実施時に発生する VR テクノセンターの社員の人件費を含めていなかった。会社経営上は、利益を獲得していくことが必要であり、利益獲得の確度を高めていくためには、案件ごとになるべく正確にどれだけ利益が出るかを検討したうえで、業務の受託の可否を検討することが望ましい。

7. 公式サイトについて

① 公式サイトの記事誤りについて（指 摘）

往査日（平成 28 年 8 月 30 日）において VR テクノセンターの公式サイトを閲覧したところ、以下の 2 点について表記が数年前の古いままとなっているところがあった。

- i. テナント事業における提供可能な室数

ii. パソコン研修室の利用案内先

当該施設の利用を想定する閲覧者が適切に意思決定できるよう、適時に更新する必要がある。

X 情報科学芸術大学院大学

1. 機関の概要

情報科学芸術大学院大学（以下、「IAMAS」という。）は、県が2001年に開学した大学院大学（修士課程、メディア表現研究科一専攻）である。充実した教員・講師陣による少数定員の大学院大学として海外にも広く知られ、英文名称 Institute of Advanced Media Arts and Sciences から IAMAS (イアマス) と呼ばれている。

2. 学生寮について

① 学生寮運営の経済合理性の検討について（意見）

学生寮の取得価格は約7億円にのぼり、その運営には寮費の滞納管理も含め、運営コストも発生する。学生は1学年20名定員と少数であり、また、大垣市という土地柄、民間経営のマンションやアパートは十分に供給されており、家賃相場も割高ではないと考えられる。よって、寮が大学運営上必要かどうかについて議論のうえ、将来、寮が老朽化し大型修繕や建替えを行うまでに、以後も寮運営を継続することの経済合理性を検討することが適切である。

3. 附属図書館について

① 蔵書点検要領の整備について（指摘）

蔵書点検については担当者レベルの引き継ぎ文書があるのみで、点検要領はない。図書館の蔵書は県予算の執行により整備されたものであるため、整備された蔵書が所在不明になっていないかどうかを確かめることは重要である。そのため、蔵書点検の実施水準を一定に保つ必要があり、その目的のためには、蔵書の点検要領を整備すべきと考える。

② 前回からの不明分の除籍について（意見）

「情報科学芸術大学院大学附属図書館資料除籍及び廃棄取扱要領」（以下「取扱要領」という。）によると、1回の蔵書点検の所在不明確認で図書の除籍をすることができる。しかし、蔵書点検は人間の手で行うものであり、実際には図書館内にあったが、バーコードの読み取り漏れで所在不明とされた図書も存在する可能性がある。このような理由による所在不明の図書を極

力少なくし、慎重に除籍を行うために、例えば、「3回の蔵書点検で所蔵不明が確認された後、1年を経過したもの」について除籍を検討するといったように、取扱要領を改訂することを検討することが望ましい。

4. その他

① 研究費等の不正リスクへの対応について（意見）

IAMAS はさらなる共同研究や科学研究費補助金等の積極的な獲得を図り、自己収入の拡充を図っていく方針である。このような財務戦略の拡大に伴い、近年一部の研究機関において生じている研究費不正や、一部の学校法人において生じている周辺会計における不正が IAMAS においても発生するリスクが高まることが想定される。IAMAS ではすでに文科省の公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく定めを整備しているが、引き続き経常的にそれに則り運用するとともに、同窓会とはその運営と学校運営を厳密に区分したうえで、関与のあり方について整理することが適切と考える。

② 中期経営計画の策定及び外部への発信について（意見）

現在、IAMAS は中期経営計画を策定していない。中期経営計画を策定し、その存在意義や取組みについて公式サイト等により外部に向けて発信することが適切と考える。なお、県では平成 29 年度から 3 か年を対象期間とした中期計画の策定を現在検討中しているが、特に県内向けに、岐阜県にこうした特色ある大学が存在することの意義や岐阜県にもたらす様々な効果について具体的な発信が求められるものと考え。

③ 遊休化した施設の財産区分について（意見）

IAMAS はソフトピアジャパンに平成 26 年 3 月に移転し、旧キャンパスの土地・建物はそれ以降遊休化しており、他の同様の状態の施設と同様に機械警備を導入し維持管理されている。しかし、平成 27 年度末における公有財産台帳によると、当該旧キャンパスの土地・建物は、他の同様の状態の施設と異なり、すべて行政財産のままとなっている。

県は関係課で協議し、跡地利用の方針が決まるまでの間、用途廃止の手続を行わず行政財産で保有することを確認したとのことである。しかし、当初の行政財産としての用途がなくなっており、次の利活用法を検討している状態の財産であることから、移転時において普通財産に転用すべきものと考え。

X I 地域産業課

1. デザイン開発支援事業費補助金について

① 商品開発実績報告書の記載内容について（意見）

採択プロジェクトについては、その成果を測るため、本事業を通じて開発した商品の販売・売上実績を記載した商品開発実績報告書を事業終了後5年間にわたり提出することが求められる。商品開発実績報告書には、採択されたプロジェクトに関する商品名・定価・出荷個数・出荷額合計・販売先といった情報が報告されている。商品開発実績報告書の記載事項に、新商品開発数、開発部門の新設といった具体的な取組内容及び開発した商品の販売が事業全体にいかなる効果をもたらしたかの情報記載を求めることを検討されたい。

② 成功事例の活用について（意見）

年間15件から18件のプロジェクトが採択されており、商品によっては年間数千万円の売上を獲得している商品もある。これらの成功事例をモノづくり事業者に広く知ってもらい、モノづくりの裾野を広げていく必要があると考えるが、県では成功事例集の作成は、現在のところ行われていない。一例ではあるが、成功事例集を作成してモノづくり事業者に広く告知し、県内のモノづくり事業者のデザイン開発意欲をより高める方策を検討されたい。

2. 地場産業振興センター特別対策事業費補助金について

① 展示会での物品販売について（意見）

平成27年度においては、全国各地で計5回の展示会が実施されており飛騨の地場製品のPR活動が活発になされている。各展示会において多くの来場者数があり、飛騨の地場製品の認知度を高める目的に貢献している。物品販売の機会を設けることができれば、より工芸品の良さを広くPRすることができると考えられる。

以上より、展示会実施時における物品販売の機会を設けることについて、今後検討されることが望ましい。

② 展示会でのアンケートの実施について（意見）

平成27年度実施の展示会では多くの来場者があり、飛騨の地場製品をPRする場として機能している。展示会に来場した来場者の中には様々な意見があるものと考えられるが、現状では来場者の意見を収集するためのアンケートは実施していない。アンケート設置場所を設け、意見のある来場者にはアンケート記入をしてもらい次回以降の展示会に活かす方策を検討されたい。

3. 県産品販路拡大推進事業費について

① 業務委託契約について（意見）

県においては、県産品販売・情報発信拠点「THE GIFTS SHOP」が県産品のPR及びより多くの誘客を図ることに併せ、県内地場産業の支援を図るため、THE GIFTS SHOPの案内リーフレットの作成を業務委託している。外国語版の案内リーフレットと日本語版の案内リーフレットが別々の業務委託契約とされている。委託先は同一業者であり、業務委託契約の内容も同質であることから、今後は1つの業務委託契約とすることで、契約コストの削減を図るよう検討されたい。

XII 公益財団法人セラミックパーク美濃

1. 団体の概要

地域に根付く美濃焼を活用し、東濃西部地域の産業、文化及び観光の振興に寄与することを目的とする。（以下、当団体を「セラミックパーク美濃」という。）当該目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) イベント等の企画実施に関する事業
- (2) 作陶体験施設の運営に関する事業
- (3) 岐阜県現代陶芸美術館の運営支援及び自然観察会の運営に関する事業
- (4) セラミックパーク MINO 及びその他の関連施設の管理運営に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2. 指定管理期間について

① 指定管理期間の設定について（意見）

セラミックパーク MINO の指定管理期間は、単に施設の物理的な維持管理が業務の主体であるとして3年となっている。長期間での指定管理期間を設定することは、より長期的視野に立った施設運営を行えること、指定管理者選定に係る事務コストの削減も図れることから、3年を超える5年程度の指定管理期間の導入を検討されたい。

3. 中長期計画について

① 活性化プランの目標設定について（意見）

中長期計画である活性化プランにおいては、平成27年度から平成29年までの3年間に実施すべき事項を課題ごとに整理している。実施事項の中には、3年間かけて順次実施していく必要のある項目の他に、単年度で実施することができる項目もある。様々な企画が考えられているが、平成27年度の終

了時点で進捗度がどの程度となっているかについての把握がなされていない。また、活性化プランでは、目標の数値化がなされず定性的な目標のみとなっている。

以上より、活性化プランの進捗を管理するため進捗管理表を作成し、各年度の進捗度を認識し、次年度の対策をより有効に実施するよう検討されたい。また、誘客や稼働状況など目標の数値化が可能なものは具体的な数値目標を設定することや、国際陶磁器フェスティバル美濃の開催年度と開催されない年度で各々目標設定することをあわせて検討されたい。

4. 利用料金について

① 利用料金の算定の見直しについて（意見）

ア. 予定稼働率と実績稼働率の乖離

セラミックパーク MINO では、利用料金が過去に決定された金額から見直されておらず、利用料金設定時の予定稼働率と現状の稼働率に差が生じていることから、現在の稼働率を前提とした利用料金の見直しが必要と考えられる。

イ. 利用料金の改定における留意点

地域ごとの利用者割合を分析することで、現行の利用料金の妥当性を検証し、稼働率を高めるため、利用料金の見直しを検討する必要があると考える。

5. 貸出施設の稼働状況について

① 稼働率の算定方法について（意見）

展示ホール、屋上広場の貸館利用は午前・午後の2区分となっており、国際会議場、イベントホール、小会議室、茶室の貸館利用は午前・午後・夜間の3区分となっている。稼働率の算定にあたって、予定稼働率を前提に利用料金を算定している。しかし、稼働率は「稼働日数」÷「予定稼働日数」で算定されているため、例えば午前みの利用であったとしても稼働日数は1日として算定されることになる。稼働時間をベースに算定したもの（「稼働率」＝「稼働時間」÷「予定稼働時間」）がより実態に近い稼働率の算定方法であり、収支計画の策定時や利用料金の算定時において、より実態に近い算定管理を行うことが可能となると考えられる。

② 茶室の稼働率の向上について（意見）

茶室の稼働率が12～18%程度と貸館施設の中で最も低くなっている。茶室の利用はリピーターの利用が多いとのことであるが、現状のように一部の団体が毎年利用する状況では目標としている稼働率30%の達成は困難である。茶室の利用を増やすような関連イベントを企画することで、稼働率が低

い施設を有効に利用できるように検討することが望まれる。

③ 貸館の利用時間区分について（意見）

国際会議場、イベントホール、小会議室、茶室については、利用時間区分が午前・午後・夜間の3区分となっている。会議等が主の利用目的であるイベントホール、小会議室においては、2時間単位の利用が多いことが想定される。現状は、午後の利用時間区分に関しては、13時から17時までの4時間が1区分となっている。利用時間区分ごとの稼働率を把握して利用実態をより正確に理解し、午後の利用時間区分を2区分とできないかを検討し、利用機会の拡大を図る取組みを実施されたい。

6. 財産管理について

① 財産管理規程の整備について（指摘）

セラミックパーク美濃における財産管理規程は、セラミックパーク美濃会計処理規程の固定資産に関する部分のみとなっている。

会計上、固定資産に計上されない物品についても適切に管理がなされるよう財産管理規程を整備すべきである。

② 指定管理者の備品管理台帳の整備について（意見）

セラミックパーク美濃における財産管理は、財産管理規程がない。そのため、固定資産に計上されていない物品の管理が適切になされていない。指定管理者であるセラミックパーク美濃の物品と県の貸与物品との区別を明確にするため、指定管理者であるセラミックパーク美濃においても備品管理台帳を整備することを検討されたい。

③ 備品管理について（意見）

県の地域産業課が管理している貸付物品一覧表をもとに、サンプリングによる備品の現物確認を実施した結果、1階の台車置場に県の貸付物品なのか指定管理者であるセラミックパーク美濃の物品なのか判別のつかない台車が1台あった。貸付物品一覧表に記載ある所在場所で適切に物品を管理するよう備品管理の徹底をされたい。

7. 金銭出納管理について

① 現金出納帳の正確な帳簿記録について（指摘）

現金出納担当者は、「一般現金出納帳」を作成している。一般現金出納帳が正確に作成されているかを確認するため、サンプルで関連証憑と記録の照合を行った結果、売上資料及び銀行入金額と出納帳に記載されている売上記録及び入金記録に不一致が発見された。適切な管理を行うため、現金出納帳の記録は正確に行う必要がある。

② 現金実査について（指 摘）

日次の現金保有残高については、現金出納担当者以外の担当者（又は上席者）が現金実査を行い、帳簿残高と実際の現金残高を確認しているとのことであった。しかし、管理資料を閲覧した結果、現金実査表または金種表等の証憑が作成されていない状況であった。少なくとも月次単位では、帳簿残高と実際の現金残高を確認した記録を残しておくことが必要である。

8. その他

① 陶芸作家展 2015 会場設営業務の随意契約について（指 摘）

平成 27 年度に締結した「陶芸作家展 2015」会場設営業務（予定価格 1,188,000 円、契約締結額 987,444 円）は、A 社との 1 者見積りによる随意契約が締結されていた。当該業務の委託業者選定の決裁文書の記載内容では、A 社以外の業者が当該業務の適切に遂行できないと合理的に判断できる点に言及しているものではないことから、当該契約業務の性質又は目的が競争入札に適しないものとまではいえないと考えられる。よって、随意契約によることは認められず、競争入札により業者選定を行うべきである。

② ローテーションの導入の検討について（意 見）

組織上、県や多治見市からの出向職員や OB 職員（嘱託職員）が主要なポストを占めており、プロパー職員は各グループの実働部隊として従事している。出向職員は数年で人事異動により交替していくが、プロパー職員は就職時と同じ業務に就いたままローテーションが行われておらず、業務分担が長期間にわたり固定化している。

よって、職員のノウハウの蓄積、キャリアプランの形成及び不正防止の観点から、中長期的な課題としてプロパー職員についてローテーションの導入を検討されたい。

③ 館内サインの充実及びショップ店員の総合案内サービスについて（意 見）

セラミックパーク美濃では、来館者満足度の向上のための取組みとして、ショップ店員に総合案内サービスの役割も与えている。来館者の観点では、経路が明示されていて店員に尋ねなくとも目的地に着ける方が手間も少ないため、施設入口や適切な位置に美術館等の場所を示すサインを設けることにより、来館者・店員双方の手間が軽減でき、来館者の満足度向上にも資すると考えられる。

また、ショップ店員は「総合案内」係であることを名札やカード等により明示することが望ましい。

XIII 観光企画課

1. 飛騨・美濃じまん PR 推進事業費について

① 業務委託契約について（意見）

飛騨・美濃じまん PR 推進事業において、アメリカ合衆国のゲディスバーク古戦場を視察するにあたり、「アメリカ合衆国訪問にかかる通訳手配業務委託契約」（以下、「通訳手配業務委託契約」という。）、「アメリカ合衆国訪問にかかる自動車の借り上げ自動車手配業務委託契約」（以下、「自動車手配業務委託契約」という。）が締結されている。

海外での通訳手配業務及び自動車手配業務は、ゲディスバーク古戦場の視察時の同時期に必要となるものであること、また、旅行代理店等によっては両業務を同時に提供できるケースも考えられることから、同時期に必要な委託業務においては、可能な限り一体とすることで、事務手続の効率化を図られるよう検討されたい。

XIV 観光誘客課

1. ターゲット別国内誘客推進事業費について

① 事業の効果測定について（意見）

各種イベントへの出展や旅行会社との連携によるプロモーション活動など積極的な取組みが行われている。県は、これらのプロモーション事業の効果測定として、イベント来場者数及びパンフレット配布数をリサーチしている。事業の有効性を高めるために、事業を実施した結果の数値目標を設定する必要があるため、3大都市圏ごとの県への宿泊者数等を目標数値として設置する等の方策を検討されたい。

② 観光情報の配布先について（意見）

ターゲット別国内誘客推進事業においては、中部圏でのリピーター観光客確保を一つの目標としている。そこで、「道の駅ガイド」をモデルチェンジし、関係団体や設置協力店に配布を行っている。配布先を確認したところ県内の設置協力店、愛知県の設置協力店及び県内の関係団体が主な配布先となっている。隣県で多くの観光客が望める愛知県に多くの配布が行われているのが実情である。一方で、交通アクセスの発展から三重県や滋賀県からの観光客も期待できる環境にあるといえる。愛知県以外の隣県からの観光客の増加を図る観点から、配布先の範囲を広げることが検討されたい。

2. 観光PRキャラバン隊費について

① アンケート結果の有効活用について（意見）

観光展では都度アンケートを実施しており、消費者の関心事項や訪れたい観光スポット等の情報収集がなされている。これらの情報は、首都圏、関西圏、中京圏の大都市圏ごとに誘客推進を図っている。1. ターゲット別国内誘客推進事業費に対しても有用な情報をもたらすものといえるが、現状では別事業での十分な情報活用は実施されていないとのことであった。

よって、当該事業で収集した情報を、1. ターゲット別国内誘客推進事業費においても有効活用し、双方の事業がより効果的に実施されることを検討されたい。

3. 海外誘客戦略推進事業費について

① 事業の効果測定について（意見）

県は、事業の効果測定として、イベント来場者数や県の地域情報紹介ページへのアクセス数等をリサーチしている。しかし、当該事業の目的は海外からの観光客数の増加を図ることにあることから、宿泊者数の増減を検証することが事業の効果測定として有用であるといえる。一方で、プロモーション事業の実施により県への観光客が何名増加したといった具体的把握をすることは不可能である。

しかし、事業の有効性を高めるために、事業を実施した結果の数値目標を設定する必要があるため、誘客ターゲット先としている海外からの県への宿泊者数等を目標数値として設置する等の方策を検討されたい。

4. 欧州等戦略的外客誘致推進事業費について

① 事業の効果測定について（意見）

県は、事業の効果測定として、イベント来場者数や県の地域情報紹介ページへのアクセス数等をリサーチしている。しかし、当該事業の目的は欧米各国からの観光客数の増加を図ることにあることから、宿泊者数の増減を検証することが事業の効果測定として有用であるといえる。一方で、プロモーション事業の実施により県への観光客が何名増加したといった具体的把握をすることは不可能である。

しかし、事業の有効性を高めるために、事業を実施した結果の数値目標を設定する必要があるため、欧州各国から県への宿泊者数等を目標数値として設置する等の方策を検討されたい。